

平成 26 年 5 月 28 日
住宅局安心居住推進課民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に係る
補助金の不正受給案件について

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業※（以下「本事業」といいます。）に係る補助金の不正受給に関して、本事業の申請者の代表者等が大阪府警により逮捕されました。本案件に関連する、これまでの対応状況と今後の対応は下記の通りです。

※高齢者等の住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある民間住宅の改修工事に要する費用の一部を国が直接補助する事業。（別紙参照）

記

1. 逮捕に係る案件の概要

被疑者	もみい しゅうじろう 梶井周次郎（申請者である(株)Emclassの代表取締役） こうだ ひさのぶ 甲田久信（代行申請者）
物件名	Emclass ハイツMclass A棟・B棟
補助金額	1,500万円(A棟・B棟の合計)
逮捕事実	○空家戸数を水増しした虚偽の交付申請・完了実績報告を実施（空家戸数1戸であったにも関わらず計15戸として申請・報告）。 ○これにより、1,500万円の補助金を受給し、真実交付されるべき補助金との差額（1,400万円）を不正に受給したため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条第1項に規定されている違反行為を働いた疑いにより逮捕。

2. これまでの経緯

- 平成 25 年 4 月に、国土交通省に対し、本事業に関し補助金の不正受給があるとの通報があり、通報に係る案件(103 件)のうち補助金未払いで交付申請の取り下げの申出のあったもの(67 件)を除く 36 件について現地検査を実施しました。
- この結果、19 件について補助金の不正受給が確認されるとともに、補助金未払いの 16 件について不正な交付申請等を行っていることが確認されました。
- 1. の逮捕に係る案件は、補助金の不正受給が確認された 19 件のうちの 2 件で、悪質性が強いなどの点を勘案し、平成 26 年 4 月 30 日付で大阪府警に刑事告発をしていました。
- また、不正な交付申請等が確認された補助金未払いの 16 件については、平成 26 年 3 月 6 日付で交付決定の取消を行いました。
- なお、平成 24 年度事業の案件(5,833 件)のうち通報案件以外の案件について、「空家戸数が 20 戸以上の案件」、「空家率が 100%で空家戸数が 10 戸以上の案件」、「本事業に係る申請が 10 件以上である申請者が申請を行っている案件」、「本事業に係る代行申請が 20 件以上である代行申請者が代行申請を行っている案件」等（計 100 件）を抽出の上現地検査を実施したところ、16 件について補助金の不正受給が確認されました。

3. 主な不正内容

・主な不正内容は、以下のとおり。

- ①要件に適合していない住戸を対象空家として交付申請・完了実績報告を実施
- ②交付申請時より工事内容を減少させたにも関わらず減少していないものとして完了実績報告を実施
- ③交付申請時より請負金額を減額させたにも関わらず減額していないものとして完了実績報告を実施

4. 今後の対応

(1) 再発防止策

・再発防止に向けて、3. の主な不正内容を踏まえて、すでに次のように主な対策を講じてきています。

主な不正内容	主な対策
①	・建築士及び宅建業者による対象住宅要件の確認
②	・申請書類の記載内容の改善、建築士による工事内容の確認
③	・支払状況に関する提出書類の改善

(2) 調査の実施

・今後、平成 24 年度事業について引き続き調査を実施するとともに、平成 22 年度事業（補正予算）及び平成 25 年度事業についても、調査を実施します。

※平成 23 年度予算の計上はなし。

(3) 刑事告発の実施

・悪質な不正事実が確認された案件については、必要に応じ、警察への告発も検討して参ります。

(4) 補助金の返還命令

・補助金の不正受給が確認された案件について、国土交通省は、本事業に係る補助金の交付等を行う事務事業者（(株)URリンケージ）に対し、捜査の進展状況などを踏まえて、補助金の返還命令の措置を講じるよう指示します。

■担当

住宅局安心居住推進課

TEL 03 - 5253 - 8111（内線 39854）

03 - 5253 - 8952（直通）

FAX 03 - 5253 - 8140

本事業は、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある民間住宅の改修工事に要する費用の一部を国が直接補助するものです。

住宅セーフティネット整備推進事業の要件について

補助を受けるための主な要件は以下の通りです。

1. 対象住宅

補助対象となる住宅は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組む地方公共団体との連携が図られる区域内で、1戸以上の空家（改修工事着工時点で入居者募集から3ヶ月以上人が居住していないもの）があること（戸建て・共同住宅は問わない）
- ② 改修工事後に賃貸住宅として管理すること
- ③ 原則として空家の床面積が25㎡以上であること
- ④ 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有するものであること 等

2. 改修工事について

対象となる改修工事は、空家部分又は共用部分における「耐震改修工事」「バリアフリー改修工事」又は「省エネルギー改修工事」のいずれかを含む工事です。

3. 改修工事後の賃貸住宅の管理について

改修工事を実施した賃貸住宅については、10年間は次の(1)～(5)等に従い管理することが必要です。

- (1) 改修工事後の最初の入居者を住宅確保要配慮者（下記の①～⑤に該当する者）とすること（募集を開始してから3ヶ月以上の間入居者を確保できない場合は、そのほかの者を入居させることも可能です。）
- (2) 住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
- (3) 地方公共団体又は居住支援協議会から要請を受けた場合、当該要請に係る者を優先的に入居させるよう努めること
- (4) 災害時において被災者の利用のために提供する対象となる住宅であること
- (5) 改修工事後の家賃について、都道府県ごとに定められる家賃上限額を超えないこと 等

住宅確保要配慮者

- ① 高齢者世帯
- ② 障がい者等世帯
- ③ 子育て世帯
- ④ 所得が214,000円を超えない者
- ⑤ 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯

補助金の額、補助率について

【改修工事あたり補助額】改修工事費用の1/3（空家戸数×100万円を限度とします。）
 ※空家部分については、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事の費用のみが補助対象です。

【事業スキーム】

